

令和2年度第1回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和2年10月9日(金) 13時53分～14時55分

場所

広島合同庁舎2号館5階 特別会議室

出席者

【公益代表委員】

井上部会長、横田部会長代理、車元委員

【労働者代表委員】

木村委員、佐崎委員、松本委員

【使用者代表委員】

石井委員、桑田委員、山口委員

【事務局】

巻幡労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、坂本賃金指導官、小松専門監督官

議題

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

議事

吉川室長補佐

それでは、ただ今から第1回広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、これより当専門部会名を略して製鉄業最低賃金専門部会とさせていただきます。本専門部会は、本年度第1回目の会議となりますので、お手元にお配りしております議事次第「(1)部会長、部会長代理の選出について」まで、私、賃金室長補佐の吉川が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、計9名の全委員に御出席をいただいております。開催に当たっての最低賃金審議会令第6条第6項の規定による要件を満たしておりますので、本部会は有効に成立していることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る9月25日から10月2日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方はおられませんでした。本日

は初回ですので、議事に先立ちまして、各委員を御紹介したいと存じます。お手元の別冊資料 1 に本製鉄業最低賃金専門部会の委員名簿がございますので、この名簿順に紹介させていただきます。

(各専門部会委員の紹介)

吉川室長補佐

ありがとうございました。それでは、次に労働基準部長の巻幡より御挨拶を申し上げます。

巻幡労働基準部長

広島労働局労働基準部長の巻幡でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、広島県製鉄業最低賃金専門部会の委員に御就任いただきまして、また、本日第1回専門部会にも御出席を賜り、誠にありがとうございます。特定最低賃金ですが、県の最低賃金とは異なりまして、関係労使のイニシアティブにより、設定することが基本となっております。

この製鉄業最低賃金は、現在時間額 969 円でございますが、本年度も労働協約の締結当事者による改正の申出がございまして、本日より委員の皆様方に具体的な調査審議をお願いすることとなったところです。

日程調整につきましても、委員の皆様方に大変御無理を申し上げているところではございますが、年内発効に向けて、御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

吉川室長補佐

それでは、次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

吉川室長補佐

それでは、ここでお手元の特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料の共通資料 3、通し番号 3 ページ、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。本専門部会は、この専門部会運営規程によりまして、運営されることとなりますので、内容を御確認の上、御承知おきください。

それでは、議事「(1) 部会長、部会長代理の選出について」に移らせていただきます。部会長の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条第 2 項の規定により、部会長は公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとされております。公益代表委員には、予め御協議をいただいておりますので、部会長及び部会長代理候補について、賃金室長より御報告申し上げます。

狭間賃金室長

それでは、御報告申し上げます。製鉄業最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員による協議によりまして、部会長候補として井上道委員、部会長代理候補として横田明子委員が推挙されております。以上でございます。

吉川室長補佐

ただ今、賃金室長より御報告申し上げました部会長候補、部会長代理候補につきまして、皆様に御異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

吉川室長補佐

はい。ありがとうございます。部会長に井上委員、部会長代理に横田委員を御承認いただきましたので、部会長席、部会長代理席を用意させていただきます。しばらく、お待ちください。

(部会長席及び部会長代理席の設営)

吉川室長補佐

それでは、井上部会長、以後の議事進行をよろしく、お願いいたします。

井上部会長

ただ今、部会長に選出いただきました井上でございます。よろしく、お願いいたします。できる限りスムーズな審議の進行を心掛け、公正な特定最低賃金の改正決定に努めたいと思っておりますので、委員の皆様方の御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、第1回専門部会の議事「(2)広島県製鉄業最低賃金の改正決定について」に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

坂本賃金指導官

それでは、資料の説明をさせていただきます。お手元にお配りした資料でございますが、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」と「別冊資料」とに分けて構成しております。

まず、「特定(産業別)最低賃金専門部会共通資料」につきましては、各特定(産業別)最低賃金専門部会に共通して関わるもので、各種の調査結果、統計情報等を共通資料として御用意いたしました。

また、「別冊資料」につきましては、本製鉄業最低賃金に係る個別資料でございます。合わせて相当数の資料がございますので、説明は資料の紹介に留めさせていただきます。

なお、特定(産業別)最低賃金を総称する場合は、「特定最低賃金」或いは「特定最賃」というふうに略して申し上げたいと思います。

次に審議に当たりまして、御留意いただきたい事項について、御説明いたします。まず、1点目として、共通資料 1、通し番号の1ページ、「特定(産業別)最低賃金について」を御覧ください。既に御承知のことと思いますが、基本的な考え方として、特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なり、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであり、最低賃金法第15条第1項に規定する関係労使の申出を経て、審議会で改正決定等の必要性を審議するものでございます。申出のケースといたしまして、「労働協約」ケースと「公正競争」ケースの2種類がございます。本製鉄業最低賃金につきましては、机上配布しました「令和2年度特定最低賃金の改正申出状況」及び「令和2年度特定最低賃金設定業種における協約上最も低い賃金額」のとおり、労働協約ケースにおける要件を以て、改正申出がなされております。審議に当たりましては、この点に御留意いただければと思います。

次に2点目として、改正決定の手続きでございますが、本年8月21日の第530回広島地方最低賃金審議会において、改正決定の必要性ありとの答申がなされたので、共通資料 2、通し番号の2ページのとおり、改正決定について、審議会に諮問し、本専門部会での調査審議をお願いするものでございます。

最後に3点目として、広島地方最低賃金審議会です承されました事項について、御説明いたします。共通資料 4、通し番号の5ページ、「令和2年度広島地方最低賃金審議会の運営について」を御覧ください。本年度の広島地方最低賃金審議会の運営に係る基本方針といたしまして、記の2に「特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする」とされております。また、共通資料 5-2、通し番号の13ページ、「運営小委員会座長報告」記の「関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善」の「金額審議における全会一致の決議に向けた努力」ということで、審議会における金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう、一層努力することとされております。昨年度の特定最低賃金の改正状況につきましては、共通資料 7、通し番号の25ページ、「令和元年度最低賃金審議経過一覧」を御覧ください。下欄の表が、特定最低賃金に関わる昨年度の審議経過の一覧でございます。この表の左から1列目に「製鉄業」がございます。昨年、令和元年度におきましては、計3回の専門部会を開催し、引上げ額23円、時間額969円の答申をいただいております。

本年度のスケジュールを申し上げますと、10月30日、金曜日の午後1時から第532回本審を開催予定としております。特定最賃の年内発効をするためには、この本審において、本専門部会の部会長報告を行い、答申することが必要となります。

続きまして、共通資料 8、通し番号の26ページを御覧ください。本専門部会の議事録の作成について申し上げます。情報公開の流れの中で、最低賃金審議会及び専門部会の更なる透明性が求められ、議事録の作成に当たりましては、発言者名を議事録に付記させていただいております。今年度も引き続き、発言者名を議事録に付記させていただきまことを、御了解いただきたいと思います。よろしく、お願い申し上げます。私からは、以上でございます。

狭間賃金室長

続きまして、広島県製鉄業最低賃金に係る各種の調査結果、統計資料等の概要につきまして、私から御説明いたします。別冊資料を使いますので、御覧ください。まず、別冊資料 2、通し番号の2ページを御覧ください。

こちらは、現行の広島県製鉄業最低賃金の内容でございます。令和元年12月31日に発効されている現行のものでございます。特定最賃に該当する業種につきましては、基本となる「日本標準産業分類表」のどこに該当し、具体的にどのような業種が特定最賃に該当するのかということを示した産業分類表を、次のページからお付けしております。少しページが跳びますが、別冊資料 3、通し番号の15ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは全国の製鉄業で特定最賃を設定している都道府県の一覧表でございます。

真ん中辺りに破線で囲った部分に小さな数字がありますが、こちらが先ほどの日本標準産業分類の業種番号に当たるものでございます。次のページ、通し番号の16ページからは、製鉄業最低賃金に関する実態調査概要をお示ししています。広島労働局で、本年5月から7月にかけて、通信調査を実施した結果を取りまとめたものです。製造業につきましては、事業規模1人～99人の事業場、小売業につきましては、事業規模1人～29人までの規模の事業場を調査対象とした抽出調査でございます。規模、地域、業種別の母集団の中から無作為抽出いたしました。全数調査ではなく、抽出調査でありますので、数値には補正、復元処理をかけております。

なお、調査対象月は、令和2年6月分の賃金としております。

次に通し番号の21ページを御覧ください。最低賃金実態調査における分位偏差でございます。このページの一番下の欄に平成25年からの広島県製鉄業の特定最低賃金額をお示しております。この表の各規模別、一番左の列を見ていただきますと、事業所の規模別に数字を示して、一番上の段がその合計でございます。

規模別に第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を示しております。これらはデータの中の時間額を低い順番に並べまして、全体の20分の1、10分の1、4分の1、そして中位数2分の1に当たる数値をお示しております。

次に通し番号の22ページを御覧ください。こちらが時間額と労働者数の関係をグラフにしたものでございます。横軸が10円刻みの時間額、左の縦軸にその賃金帯に属します労働者数を棒グラフで表しております。右の縦軸が人数の累計を折れ線グラフでお示しております。

次のページにつきましては、縦軸に労働者の比率を表しております。

次の通し番号の24ページは、製鉄業の最低賃金額と平均賃金額の年別の推移をお示しております。次の通し番号の26ページは、事業所規模別の未満率を示しております。未満率と申しますのは、「現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合」を示すものであります。規模ごとに時間額969円を下回っている労働者の比率をお示しております。

次の通し番号27ページは、「最低賃金引上げ試算表」です。これは「最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合」、つまり「影響率」を1円単位の変化を示した表となります。

そして最後のページ、通し番号の 28 ページですが、過去 15 年間の製鉄業最低賃金の引上げ額、未満率及び影響率の一覧表でございます。以上でございます。

井上部会長

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から資料についての御説明がありました。これらにつきまして、委員の方々から何か御質問等がございますか。よろしいですか。

(質問等なし)

井上部会長

はい。それでは、これから審議に入りますが、今後の審議は公開することで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換が損なわれるおそれがありますので、「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」第 5 条に基づき、非公開とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

【以下非公開】

(了)